

第7回 長野市都市計画審議会
長野市都市計画マスタープラン改定専門部会
議事録

日時：平成28年5月17日（火） 午後1時30分

場所：長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第7回 長野市都市計画審議会

長野市都市計画マスタープラン改定専門部会 次第

日 時 平成28年5月17日（火）午後1時30分

場 所 長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 事

報告事項

- (1) 第61回都市計画審議会への中間報告について

審議事項

- (1) 立地適正化計画制度の概要について
- (2) 市民アンケートの結果報告について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

◎長野市都市計画審議会 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会委員

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 1 番 | 金 澤 玲 子 | (ハ ウ ジ ン グ ス タ イ リ ス ト) |
| 2 番 | 酒 井 美 月 | (長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 准 教 授) |
| 3 番 | 清 水 秀 幸 | (株 式 会 社 さ く ら 都 市 綜 合 研 究 所 代 表 取 締 役) |
| 4 番 | 高 木 直 樹 | (信 州 大 学 工 学 部 教 授) |
| 5 番 | 築 山 秀 夫 | (長 野 県 短 期 大 学 准 教 授) |
| 6 番 | 宮 島 章 郎 | (長 野 商 店 街 連 合 会 会 長) = 欠 席 |
| 7 番 | 柳 沢 吉 保 | (長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 教 授) |
| 8 番 | 相 野 律 子 | (長 野 県 建 築 士 会 長 野 支 部 女 性 建 築 士 委 員) |
| 9 番 | 小 山 英 壽 | (長 野 市 農 業 委 員 会 会 長) |
| 1 0 番 | 池 内 功 | (会 社 員) |
| 1 1 番 | 太 田 亜 矢 子 | (会 社 員) |
| 1 2 番 | 山 浦 直 人 | (会 社 員) |

◎説明のための出席者

都市計画課長	羽 片	光 成
都市計画課長補佐	平 澤	智
都市計画課係長	宮 下	伊 信
都市計画課主査	龜 井	欣一郎
都市計画課主査	小 林	明 徳
株式会社 日建設計総合研究所	竹 村	登

◎事務局出席者

都市計画課技師	安 西	加 奈
株式会社 日建設計総合研究所	大 嶋	亜 澄

◎開会

○司会 ご案内の時刻となりました。本日はお忙しいところお集まりをいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、第7回長野市都市計画マスタープラン改定専門部会を始めたいと思います。本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の平澤でございます。よろしくお願いいたします。さて、宮島委員でございますが、所用のため、本日の専門部会にご欠席と連絡いただいております。また、当専門部会は、市の「市議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、原則として公開で行い、会議結果の概要につきましても、市のホームページ等で公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎あいさつ

○司会 はじめに都市計画課課長の羽片より、挨拶を申し上げます。

○事務局 本日は専門部会開催ということで、委員の皆様におかれましては、お忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。昨年に引き続き、二年目に入ったわけですが、今日は第7回ということで、昨年度は全体のまちづくり構想といったものをご検討いただき、決めていただきました。中間報告ということで、都市計画審議会にも報告させていただきました。二年目のこれからですが、いよいよ各地域の構想並びに実現化方策といったものについてご協議いただき、策定をして参りたいということでございます。本日はそれに密接な関係がございます、立地適正化計画の内容、また各地域の設定の仕方というものをご説明させていただきます。そのなかで、地域の設定についてはテクニカルな部分の説明もでございますので、よくご理解いただけるように、そのなかで分からないこと、意見等もいただきながら、そういったことを反映させて作っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。次に資料の確認させていただきます。まず、本日お配りしました、本日の次第、資料3「第61回都計審議会での中間報告について（審議会での意見要旨）」、「居住誘導区域の選定フロー」です。また、先日郵送させていただきました、資料1「長野市立地適正化計画の策定にあたって」、資料2「長野市都市計画マスタープラン市民アンケート調査」でございます。皆様資料はよろしいでしょうか。次に本日の日程ですが、お手元の次第に従いまして、終了については、午後3時30分頃、おおむね2時間を予定しております。

◎議事

○司会 　　　　では、議事に入ります。これからの進行は、高木部会長にお願いしたいと思います。それでは、高木部会長よろしくお願ひいたします。

○部会長 　　　お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、これから専門部会を始めさせていただきます。先ほどのご挨拶にもありましたように、これまでやっていたのは、言ってみれば総論の部分をやっていたわけです。これから各論の部分に入って行くわけですが、総論賛成各論反対というのはどこでも起こりうることなわけで、都市計画を、これからの長野市の方向性を考えていく上では、絶望感になってしまっは仕様がないですが、ある程度方向性はきっちりと言わなければいけないことは言わなければいけないとは思っております。そういった意味で、市民の方が納得していただけるように、また10年、20年経ったときに、あの都市計画マスタープランで書いてあったことが今になって活きているんだねと振り返っていただけるような、これまでとは少し違うマスタープランを作っていかなければいけない部分もございますので、皆様のご協力をいただいて良いものにしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。議事録の署名ですが、太田委員と相野委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。では、都市計画マスタープランの改定に関しましては、第1編の「長野市都市計画マスタープラン改定にあたって」、第2編の「全体都市づくり構想」までの部分は、昨年度までにまとめを行って、柳沢委員が都市計画審議会で中間報告をいたしました。この件について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 　　　事務局の都市計画課の小林です。説明が長くなりますので、着座で失礼いたします。先ほども高木部会長からお話をいただきましたが、3月1日の第6回専門部会で中間報告（案）として決定をいただきましたものを、3月24日第61回都市計画審議会におきまして、柳沢副部会長から報告をしていただいたところでございます。報告していただいた中間報告について、その後庁内等の調整を図りまして、4月20日に市ホームページで公表しております。市民の方から中間報告に対する意見もいただけるようなサイトになっておりますので、ご意見等が来ましたら、またこちらで報告したいと考えております。それでは、第61回都市計画審議会での中間報告の意見要旨ということで私からご説明をさせていただきます。お手元に資料3と右上に書いてあるA4判1枚で両面刷りの資料をお配りしてあるかと思ひます。出た意見について全て書いてございますが、全部を説明するのはなかなか難しいところがありますので、特に重要な部分を抜粋してご説明させていただきます。四角く囲ってある所が都市計画審議会の委員さんから出た質問です。その下の矢印以降については事務局からの回答事項になります。四角の三つ目から説明をさせていただきます。「移住定住で人口を増やそうという考えもあるが、それだけでは人口は減るばかりだと思ひ。人口を増やすために長野市に企業を誘致する基盤作りをする必要があると考えるがいかがか？」というご質問がございました。事務局としては、都会から企業を呼び込めるような基

盤を整えることは重要であり、そういった切り口を新たに設けられないかというのが今後の課題になってくると思います。また、そのための都市的土地利用の拡大については、従来の「人口」だけを切り口に整理されていたものをもう少し柔軟に今後は考えなければいけない部分があると考えています。ただ、基本的には急激な人口減少の傾向であり、都市運営の観点から見れば、広げた都市基盤をいつまでも支え続けられないという難しい問題もあります。そのなかで都市運営が成り立たないと、人が来ても結局は離れていってしまいます。まずは、拠点化を図りながら効率的な都市運営をしていくことを目指し、併せて受け皿をどう作っていくかということについて今後考えていきたいという回答をさせていただいております。次です。

「立地適正化計画」と「小さな拠点」について、それぞれが対象とする区域（市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の中山間地域）がイメージしづらい。コンパクト・アンド・ネットワークという意味では同じではないか。商業や福祉、医療をまとめるだけではなくて、長い目で見ると、居住も集約する施策が必要ではないかと思うが、その辺はどのように考えているのか？というご意見がございました。これについては、大まかに説明をすると、「立地適正化計画」は市街化区域内、「小さな拠点」は市街化調整区域、都市計画区域外でやるべきことであります。「立地適正化計画」も「小さな拠点」も、ある程度の拠点化を図りながら、それらをネットワークで結んで、なんとか補い合うという点では同じような考え方であると認識していただければと思います。集落の形成過程や地域の文化などがあるなかで、集落の点在を一気に集約することは出来ませんので、まずは拠点化とネットワークで生活を守っていくという考えですと回答させていただいております。次です。公共交通に関する質問だったのですが、「人が社会生活を送る上で移動手段が「ある」、「なし」というのは、その人の人生の選択や充実度に大きく影響してくることだと思う。マスタープランの改定にあたり、専門家や民間のバスや電車、タクシーなどの公共交通事業者の方々が意見を出し合い、市民の移動の手段の軸として公共交通をまちづくりに活かしてほしい。」という意見をいただきました。高齢化が進むに伴い、自家用車では移動できない世帯の増加が予想され、市民生活を脅かすような深刻な問題になっていることは認識しています。また、自由な移動手段を持たない方にとっては特に公共交通はなくてはならないものです。公共交通をネットワークのまちづくりの軸として考えていきますという回答をさせていただいております。次に、「地域別の街づくり構想があるが、どのような取組みをするのか、構想をどの程度まで明記するのか。」という質問をいただきました。これについては、今後、住民自治協議会を中心に地域別懇談会を開催して地域に入っていきます。現行のマスタープランにも、地域別のものが記載されておりますので、それらを参考にある程度たたき台のようなものを作って、それをブラッシュアップしていくような作業を想定していると回答させていただきました。以上、3月24日の都市計画審議会において出されました意見の要旨についてご報告させていただきました。

○部会長 どうもありがとうございます。今のは一応ご報告なので、いいかとは思ひ

ますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今年度地域別街づくり構想と実現化方策についての取りまとめを行います。重要なポイントとして立地適正化計画というものがあって、これまであまり都市計画のところで使われてこなかったのですが、今回は立地適正化計画制度が入ってくるということもございます。この制度についてあらかじめ勉強しておこうということで、これからの時間、結構ボリュームがあるのですけれども、事務局から立地適正化計画制度とはどういうものなのかということについてご説明をいただく時間を取っています。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　引き続き事務局から説明をさせていただきます。関連がありますので、説明に入る前に今年度の専門部会の予定について、パワーポイントのスクリーンでご説明をさせていただきますと思います。本日5月17日に第7回専門部会の開催をしております。この回のなかでは、立地適正化計画制度の概要とアンケートの調査結果報告をさせていただきます。今回の会議のなかで立地適正化計画の概要について委員の皆様にご理解いただいたなかで、次の専門部会を7月上旬に第8回専門部会を予定しております。本日説明させていただきます立地適正化計画の区域や誘導施設の案についてある程度の事務局で提示させていただきますと思います。さらに7月と5月の間に間が空いてまして、6月に地域別懇談会ということで今後地域別構想を作るにあたりまして、地域の意見や実情等を伺うために住民自治協議会の32地区を対象に各地域に入って意見を聞きたいと思っております。この6月の事務局の作業の内容についても、第8回の専門部会のなかでご報告をさせていただきますと思います。第8回の専門部会の後、8月の第9回専門部会ということで、出来ればこちらで第8回で提示をした立地適正化計画の区域や案について、ある程度の方向性を決定をしていきたいと考えております。併せてこの回では、都市計画マスタープランの本編の地域別構想についてもこのような形でやりたいという案を専門部会に諮らせていただきたいと思っております。これを受けまして、次の9月の第10回専門部会では第9回の専門部会でかけました地域別構想、更には分野別構想の案を初めてお示しをさせていただきますと考えております。第11回は10月の末頃を予定しておりますが、こちらでマスタープランの素案、立地適正化計画の案というものを専門部会としてある程度の方向性を作成ができればと思っております。といいますのは、マスタープランについても立地適正化計画についても平成29年の3月、平成28年度の3月、までにはお示しをしていきたいというなかで、そのためには10月のこの時期にある程度の方向性を決めて、都市計画審議会にご報告をしなければいけません。この報告を受けてパブリックコメントや公聴会、庁内の調整、議会等との調整を踏まえまして、いくらか修正が出てくると思います。12月の辺りでもう一回修正をかけて、出来上がったものについて今度は2月の第65回都市計画審議会に案として提示をして、ここで審議会の決定をいただいて、市長への答申、そして決定の告示という流れでやっていきたいと思っております。説明が長くなってしまいましたが、今後の28年度の詳細な計画について、このように事務局としては考えておりますのでよろしくご説明いたします。それではお手元の資料1を基に立地

適正化計画の策定にあたってということで、立地適正化計画の概要をご説明させていただきます。まず1ページ目ですが立地適正化計画の位置づけとマスタープランとの役割ということでございます。立地適正化計画制度は、都市再生特別措置法に基づき、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るための制度であります。また、都市計画と公共交通の一体化により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現するために講ずるべき施策を盛り込んだ包括的な計画であります。人口が減少に転じる中で生活サービス施設等の諸機能が、都市内のどの地域に立地することが市民生活に有益であるかを検討し、明確にすることがこの計画の重要なところでございます。従来の都市計画法に基づく都市計画マスタープランによる土地利用計画に加え、立地適正化計画制度を活用することにより、届出・勧告という緩やかなコントロール手法と経済的なインセンティブを組み合わせることにより、時間をかけながら一定の区域に誘導していくことを目指すものであります。下の図はこの立地適正化計画と関連がある計画についての関連図です。図の左側は都市サイドの計画、右側については長野市の他部局で所管するような長野市全体の計画それぞれに関連があることを示したものです。次に2ページ目をご覧ください。2ページ目は立地適正化計画の上位計画であります、都市計画区域マスタープランと今改定の作業を行っております都市計画マスタープランの関係を比較したものでございます。特に、計画期間について、区域マスタープランと都市計画マスタープランについては、おおむね20年後の都市の姿を展望するものであるのに対して、立地適正化計画はおおむね5年ごとに施策の実施状況について調査・分析・評価を行うということになっております。ここで、資料の修正をお願いしたいのですが、都市計画区域マスタープランの下の青い(長野市の場合)という所に「飯綱:H28-H42」とありますが、飯綱の後に高原が抜けております。また、H28ではなくH25になっております。実は、飯綱高原都市計画区域と飯綱都市計画区域の二つありまして、飯綱町が出来た関係で飯綱というだけだと、別の都市計画になってしまうので、修正をお願いします。次にそれぞれの計画の性格と定めるものについてご説明いたします。区域マスタープランについては、広域的観点から、基本的な方針を定めるものですので、定められるものの内容とすると、区域区分の決定の有無や都市計画の決定の方針などを定めております。真ん中のオレンジ色の都市計画マスタープラン、いわゆる市町村マスタープランは、まちづくりの将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示すものですので、定めるものとすると、まちづくりの理念や都市計画の目標、全体構想や地域別構想を定めています。それに対しまして、本日説明いたします立地適正化計画の性格とは、具体的な都市像の実現を目指すアクションプランという性格があります。アクションプランですので、区域マスタープランや都市計画マスタープランが20年と長期なのに対して、5年ごとに見直しが必要になってくるという関係にあります。また、このアクションプランのなかで定めなければいけないことが法律で決まっております。立地適正化計画自体の区域、適正化に関する基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設でござい

ます。その他に必要な応じて定めるものとして、駐車場配置適正化区域、跡地等管理区域、公共交通等に関する事項などがありますが、今日のところは説明を省かせていただきたいと思います。三つの計画はこういった関係になっております。次に3ページ目をご覧ください。この3ページ目から8ページ目までは立地適正化計画における必須事項について、現在改定中の都市計画マスタープランでの示され方や関係性を整理したものでございます。各事項の概要や検討の方向性については、更にそれ以降の9ページ以降で詳しく説明させていただきますが、3ページ目から8ページ目は今までの都市計画マスタープランの改定作業のなかで立地適正化計画がどういう位置付けになるか、どういう立ち位置になるかを説明させていただきたいと思います。まず、区域に関してです。立地適正化計画の区域は基本的には、都市計画区域全域とすると国土交通省のパンフレット等に記載されております。また立地適正化区域のなかに居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定める。更に居住誘導区域のなかに都市機能誘導区域を定めるというルールがございます。これを都市計画マスタープランの中間報告のなかでご覧いただくと、対象区域は長野市は二つございまして、先ほどご説明いたしました飯綱高原都市計画区域と長野都市計画区域がございます。飯綱高原都市計画区域については、自然環境の保全と秩序ある高原生活圏の形成を目的とする区域でありますので、都市機能や居住の集積を求めない区域であることから、立地適正化計画の策定はしないということでございます。今後検討する立地適正化計画については、長野都市計画区域の全域が対象になるということでございます。図中でいうと、紫色で囲った長野都市計画の区域が立地適正化計画の対象の区域です。次に4ページ目をご覧ください。ここでは居住誘導区域について説明をさせていただきます。居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。中間報告のなかでは居住誘導区域のイメージということでイメージ図を入れてさせていただいております。更に、拠点の形成による集約型都市構造のイメージ図を入れてありますが、これを基にご説明をさせていただきますと、この図のなかで赤い点線で示している区域が立地適正化計画の居住誘導区域になってくるだろうということでございます。将来の人口減少に備え、生活サービス施設が徒歩圏内にあり、市民が安心して生活を送れる区域として居住を誘導するエリアという位置づけでございます。具体的には都市機能を誘導すべき広域拠点、地域拠点や生活拠点などがこちらに含まれるというものでございます。5ページ目をご覧ください。5ページ目は土地利用区分のイメージ図です。このなかでもご説明させていただいているとおり、居住誘導区域は市街化区域のなかに定めて、更にそのなかに都市機能誘導区域が定められていくというイメージでございます。次に6ページをご覧ください。都市機能誘導区域についてですが、都市機能誘導区域は医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。中間報告の都市構造図のなかでは、赤丸と青丸で示されました都市拠点、これは広域拠点と地域拠点のことですが、これが立地適正化計画の都市

機能誘導区域に相当するものであるとマスタープランにも記載させていただいております。その記載があるのが、同じマスタープランのなかの拠点の分類と機能の※（米印）の下です。「都市拠点」については、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に相当するものという記載になっております。次に7ページをご覧ください。こちらでは都市構造図イメージ図を出して説明をさせていただきたいと思っております。拠点については、先ほど6ページの表のなかで広域拠点、地域拠点、生活拠点、生活中心地の四つが都市計画マスタープランのなかで示されております。これがイメージ図のなかでどういう位置付けになるかというものがこちらになります。赤丸と青丸が立地適正化計画でいう都市機能誘導区域、都市計画マスタープランでいうと広域拠点、地域拠点に対応するものでございます。オレンジの丸は生活拠点になります。具体的には市街化区域内の周辺市街地や市街地縁辺部などを都市計画マスタープランでは生活拠点と言っております。こちらの整備方針としましては、連絡する道路ネットワーク形成、バス等の公共交通アクセスの強化を進める。更に、集約はしますが、用途地域制度など、既存の土地利用誘導により都市機能の集約立地を目指します。立地適正化計画での都市機能誘導区域とは、集約はするけれど、手法が少し違ってきます。広域拠点と地域拠点については、立地適正化計画の都市機能誘導区域というツールを使い、生活拠点については既存の用途地域制度を使ってある程度の集約をしていくというものです。更に、緑色は市街化調整区域や中山間地域での小さな拠点の形成です。小さな拠点は、現在の生活中心地を維持し、お互いに連携を強化することを目指す地域です。以上のような位置付けで集約型都市構造を進めていきたいと考えております。次に8ページ目をご覧ください。こちらは誘導施設のイメージでございます。誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。都市計画マスタープランがどのような記載になっているかということ、広域拠点、長野地区中心市街地となっておりますが、商業・娯楽機能、市役所・県庁や国の機関などの行政機能、金融機関や企業の本支店等の事務所機能等の多様で高次の都市機能が集積する拠点で、更に官公庁や本社機能などの中枢的な業務・サービス機能も加わっている施設で、マスタープランのなかで広域拠点としてイメージしている施設です。それがまた地域拠点ではどうなっているかといいますと、広域拠点に次ぐ都市機能を分担する所です。したがって、周辺地域の生活や業務関連施設の立地を促進します。具体的には、下のイメージ図にございますとおり、銀行、郵便局、図書館分室、スーパー、病院等を地域拠点ではできるだけ集約していきたいということがマスタープランでは書かれております。9ページ以降は説明者が変わりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 9ページの立地適正化計画の区域についてテクニカルと言いますか、具体的な部分と制度としてどう運用するかということと、また事例を簡単にご説明します。先ほどのご説明と重複するところがございますけれど、立地適正化計画の区域を概念図で表したのになります。長野市の市域があって、そのなかで先ほども言われました長野都市計画区域が立地適正化制度の対象になります。更にそのなかに都市計画区域は市街化区域と市街

化調整区域に分かれますので、市街化区域の中に居住誘導区域というものを設定して、更にもっと都市機能誘導区域というものを設定するのが基本的な考え方ということになっております。次に10ページは少し細い具体的な考え方ですけれども、文章だけで分かりにくいので、別紙で資料1-2というドーナツの丸い円をいろいろと書いた概念図がございますので、それと合わせていただければと思います。まず、立地適正化区域は都市計画区域内ということで全体が都市計画区域で、その中で居住誘導区域を定めるのは市街化区域のなかということになります。市街化区域の中から、更に、例えば土砂災害特別警戒区域など災害の危険性の高い区域エリアは原則として居住誘導区域に含まないということになっておりますので、こういった所を除いていくということになります。更に、都市計画では工業専用地域は住宅の建築がそもそも用途地域によって制限されて建たないことになっておりますので、工業専用地域などは外していくということになります。更に、例えば工業地域は一部住宅の建築は認められているところではありますが、基本的に用途地域では工業を専らの用途とするような土地利用ですので、こういった所は適当でないという場合は、ここも除いていくということで、本当に居住を集約させる、誘導すべきものに相応しい所ということで今言ったような所をどんどん引き算除いて行って最後に残った所を居住誘導区域という形で設定をします。その設定も、例えば集約させるという観点から、一定規模以上の人口密度が将来も見込まれるような所、あるいは計画的に誘導すべきような所という観点や公共交通の利便性が高く将来にわたって居住し適する部分という形で誘導区域を設定していくということになります。11ページにもご説明したようなものが文章と図で書いてございます。これも何度か11ページの絵は示されていたところですので、割愛させていただきますが、11ページの下に先ほどご説明したように市街化区域内であっても、災害リスクの高い地域などは除いていくということが基本的な考え方になります。災害のリスクというものもいろいろなレベルがあると思いますので、土砂災害特別警戒区域のように、本当に危ない住むべきではないような所から、あるいは浸水ということでハザードマップでここは浸水の可能性としてあるよと示されているような所というレベルがあって、実際にハザードマップで浸水のある程度のリスクが高いというエリアも既に市街化がかなり進んでいる所もありますので、そういった所を全て除いていくのかということも今後の議論になるところだと思います。こういう形で居住誘導区域を設定していきますが、居住誘導区域はそこに必ず住みなさいという意味ではなくて、文字通り誘導するエリアということで、当然今ご説明したなかで市街化区域内であったり、市街化調整区域であったり、都市計画区域であったり、都市計画区域外であったり、そういったエリアでも都市計画的に用途地域等で住宅の立地が認められている所は別にそこで住宅を作って住まれても何ら制限はないということでございます。後でご説明しますように、いくつか居住誘導区域を設定することによって、居住を誘導する方策や施策は講じられるということになります。その一つが12ページに書かせていただいている居住誘導区域を設定した場合の届出になります。居住誘導区域を設定したら、居住誘導区域外で大きな開発をされる場合

には届け出をしてくださいというのが制度上の仕組みになっております。12 ページに図がありますけれど、届出の対象は住宅の三戸以上を一時期に開発するような開発行為であったり建築行為、あるいは三戸未満であってもその規模が 1,000 m²以上であるもので、言ってみれば個々の一般の住宅個人の方が建て替えたり新築されるというものには届出は該当しないですが、不動産会社が三戸以上の住宅団地を開発するとか、あるいは 1,000 m²以上の大きなマンション建てるというときには、居住誘導区域外でこういうことをされる場合には市役所に届け出をしてくださいということでございます。それによって長野市としては居住誘導区域外で発生する大規模な、居住を誘導するのに外れるような行為について把握できるということになりまして、法律上は、更にそういう届け出を受けた場合に、明らかに居住誘導区域外で都市計画上、まちづくり上、少し再考していただかないといけないということがあれば、市として届け出をした人に勧告できるという制度になっております。13 ページを参考ということで開発許可制度を入れておりますが、今までも市街化区域で大規模な 1,000 m²以上の開発する場合は開発許可が必要になって届け出をされていたわけですが、今までは居住誘導区域とそれ以外という括りはありませんでしたので、どこであっても開発行為の届出が出て、ある程度基準に満たしている、技術基準と言っておりますけれども道路の接道ですとか道路の幅ですとかそういうものを満たしていれば許可を出すという法律上そうなっておりましたので、なかなか中心部に開発を誘導するという仕組みには至ってなかったということもあって、今回立地適正化計画制度で開発行為ですとか大規模な建築行為については届出・勧告の制度が出来たということになります。14 ページ以降は居住誘導区域の設定事例となっていて、この制度は 2 年前に出来たもので、昨年度末に先行した自治体で立地適正化計画が策定されております。一番トップだったのが 14 ページにあります大阪府箕面市でございます。箕面市は下に市の図がございますけれども、青色と黒色が塗り潰されていますが、色が付いている所が市街化区域になります。市街化区域のうち、黒い所を除外して残った青い所を居住誘導区域に設定しています。少し真ん中が抜けています所がありますけれども、地形的には白い所が山地ということで箕面滝など行楽地だったりしますので、こういうところはもともと除外されているということです。北部居住誘導区域というのは新しく開発されたエリアで、こういった所で設定して誘導していくということになります。ただ、箕面市の場合は現在も人口が増えていて、立地適正化計画は 20 年後の計画ということで、20 年後の人口を予測するのですが、箕面市は 20 年後は現在よりも更に人口が増えるという都市ですので、市街化区域のかなりの部分を居住誘導区域ということで設定しているという状況です。15 ページは熊本市です。熊本市については真ん中に図がございますけれども、色が付いているところが市街化区域で用途地域の色が塗られておりますけれども、公共交通の利便性が高い公共交通沿線や中心市街地などの地域の拠点をベースに設定されておまして、大体市街化区域の面積の 6 割くらいを居住誘導区域に設定しているというのが熊本市の計画になります。16 ページは札幌市になります。札幌市はかなり独自の設定をしておまして、17 ページに図がございますけれ

ども、水色に塗られている所が居住誘導区域にあたる部分ですが、ネーミングも独自にされておりまして、集合型居住誘導区域という設定にされております。この集合型居住誘導区域というのは、札幌市についても長野市と同様で都市計画マスタープランの策定と平行して適正化計画を作られておりまして、都市計画マスタープランのほうでこの集合型居住誘導区域に当たる部分は複合型高度利用市街地という市街地の土地利用をする部分ということで、高度に複合してということですので、基本的には集合住宅とマンションといったものを鉄道駅や路面電車などの公共交通が非常に便利な所に張り付けていくという意味合いがございます。更に独自の設定として、17ページの図は都市計画区域を表しておりますけれど、その端の縁辺部は緑色にぼやっと塗られておりますが、持続可能な居住環境形成エリアということで、郊外部で古くから団地開発等が行われた所で人口がかなり減っていくことが予想されているということで、テコ入れ必要な所、今後20年後こも居住としてふさわしいエリアとするためには多様な世代をこのなかに誘導していかなければいけないという意味で積極的に居住環境形成しないといけないということで、特別に設定をされているという作り方になっております。今ご紹介したのが先行事例ということで、熊本市の場合は67万人くらいの人口がございますし、札幌市も194万人くらいの人口がございますので、長野とは全然違う状況ということで、長野もこのとおりやる必要は全然ないと思っておりますけれど、都市によってかなり独自の設定をされているというような状況でございます。18ページ以降が二つ目のエリアであります都市機能誘導区域です。都市機能誘導区域は先ほどの居住誘導区域のさらに内側に設定するというようになっておりまして、これについても居住を更に促進するために医療・福祉・商業といった都市機能を徒歩圏、駅や市街地の中心的なエリアに集約させるということで設定をしていくということで大きな考え方になります。これについても19ページに書いてありますように、届出の対象という形になります。図がありますけれども、都市機能誘導区域を設定して、かつ、都市機能誘導区域にはどういう都市機能を誘導すべきかという機能を設定いたします。例えば19ページ真ん中にある図ですと、左側の都市機能誘導区域は百貨店を誘導施設にし、右下の都市機能誘導区域は病院を誘導施設にすると設定した場合に、例えば百貨店を設定したエリアについては、百貨店がここに立地できるように、それ以外の所で百貨店が立地するというときには届出をしていただいて、更にできればこの誘導区域内に百貨店を作ってくださいという形で市として勧告と言うか、お願いをするというものです。例えば右下は病院という設定をしておりますので、病院を誘導していくということになります。病院をこの都市機能誘導区域以外で建てようとするとならば届出が必要になってくるということで、一番目にご紹介した百貨店を誘導すべき所も病院は誘導施設でない場合は、ここでも届出が必要になってくるということを説明した図になっています。具体的に長野市ではどう考えるかということで20ページに考え方を少し載せておりますけれど、今までご議論いただいた長野市都市計画マスタープランで、基本的に都市拠点にあたる広域拠点と都市拠点について都市機能誘導区域に相当するものとするということで位置付けされておりますので、それをベ

ースに設定していくということになります。先ほど説明しましたように、届出する・しないという話がありますので、きっちり区域を決めておかないといけません。今までの都市マスタープランでは、拠点ということは位置付けてもどこまで拠点ですよという線はまだ引いていなかったということがありまして、今回の立地適正化計画の場合は、必ず線引きをして、ここから外側は都市機能誘導区域ではないので、届出をしてもらわなければいけないということを決めていくこととなります。その線の引き方ということで、手順1、2、3、4と書かせていただいておりますけれど、まずは長野市の場合は、長野の広域拠点と北長野、篠ノ井、松代といった地域拠点ですので、長野、北長野、篠ノ井については駅中心に駅からの徒歩圏800mを一つのエリアの基本的な考え方としてはどうか、松代についても元々の駅を中心にするか、場合によっては市街地の中心部を中心にとということもあると思っておりますけれども、同じく徒歩圏800mくらい、800mというのは大体徒歩10分くらい、歩いて移動できるエリアということで徒歩圏という形にしております。丸を書いた場合も、例えば松代の場合、旧駅を中心に丸を書きますと、西側、北側の部分は市街化調整区域になりますので、こういった部分はエリアから外していくということになります。丸を書いても、例えば用途地域で商業地域や近隣商業地域といった元々都市計画的に商業等を誘導する地域として位置付けられている区域については、連続して少しはみ出しているてもそういう部分も取り入れていくということを考えていってはどうかということになります。例えば長野や篠ノ井は少し商業地域がはみ出ている所がありますので、そういう所も設定していくということになります。更に除外する部分としては、先ほどの市街化調整区域以外に、例えば第一種低層住居専用地域という用途地域がありますけれども、これについては、元々居住を、しかも低層の戸建住宅をメインとした住環境を重点的に保全するエリアですので、そういった所に大きな商業施設などは建たないということになっておりますので、例えば誘導すべき都市機能を大規模商業施設と位置付けた場合は、都市計画上、第一種低層住居専用地域は誘導できませんので、そういった所は外していくということが細かい話としては出てきます。長野の中心部、広域拠点につきましては右側に図がございまして、商業地域自体も駅中心800mをはるかにはみ出で、当然善光寺や長野市役所の方面にも用途地域が設定されておりますし、21ページの下に示しましたように、元々ここは中心市街地ということで、中心市街地活性化基本計画のなかでも中心市街地区域ということでエリアが既に設定されておまして、ここで商業や業務といった機能を集積していくということを元々うたわれているエリアでもありますので、長野の中心部、広域拠点につきましては800mの圏域プラス中心市街地のエリアも基本となって設定していくことになると思っております。区域を設定して、22ページ以降に誘導施設というものをエリアごとに定めていくこととなります。少しこの所で複雑と言いますか、整理が必要なのは、都市計画のマスタープランで基本的に各拠点ごとに誘導すべき都市機能や土地利用を定めてこれまで議論していただきました。そのなかでは長野の中心市街地等では旅館やホテル、業務機能という機能も誘導していくという形で都市マスには定めております

けれども、実は立地適正化計画自体は居住を誘導するというのが一つの大きな目的になっておりますので、都市機能についても居住を誘導して、居住を便利にする、あるいは生活するなかで福祉や文化というところで誘導していくということですので、ここの22ページの真ん中にありますように、都市マスタープランと都市計画の目標としては旅館・ホテルや業務施設を位置付けたとしても、立地適正化計画で誘導すべき部分には指定できないということになっております。文化、医療、介護、あるいは教育という施設のみを設定できるということになっておりますので、都市計画マスタープランで描いた拠点の姿と立地適正化というツール、誘導すべき一つの手立てとしてはその一部分を誘導していくという形になりますので、都市マスタープランイコール立地適正化計画になるということではないということは注意点になります。その辺を細かく説明したのが22、23ページになります。24ページは今後長野の場合も誘導すべき都市機能を具体的に設定していく必要がございますけれども、例として国で示されているのは24ページの表になります。例えば中心拠点については子育て、商業、医療、金融や文化ということで具体的には、例えば医療機関ですと病院、行政機能だと本庁舎というようなものを誘導していきますよということが書かれております。地域生活拠点、中心拠点から少し外れた長野市でいうと地域拠点のような位置付けになると思いますが、そういった所では中心拠点ほど高度な機能ではなくて、市役所でいうと支所だとか、医療機関だと診療所だとか、商業だとスーパーやコンビニというものは最低限誘導していきましようというような位置付けが出てくると思います。また都市機能誘導区域以外に居住誘導区域、当然居住誘導区域のなかにもコンビニ、スーパー、郵便局や生活の利便に資するものというものは当然必要になってきますので、場合によってはそういうものは都市機能誘導区域だけに位置付けるものではないということもでてくるかと思えます。26ページ以降はそういった区域を設定して立地適正化計画を作った場合、単に届出・勧告だけではなくて、国ではいろいろな補助金や税制の優遇ということで少し手厚く面倒みますよということで国で25ページに挙げているような事業、こういったものを適用して、場合によっては国からの補助という形で支援を得ることができましようということでございます。ただそういう国の支援を受ける場合も、26、27ページに書かれていますように細かい指定がありまして、この事業だと施設としてはこれまでは出せるよということが書いていますので、具体的にエリアを設定して、誘導施設を設定して、どういうもので支援をしていくかは国の制度ですので、独自に長野市としても市の支援制度、例えば他の自治体でも独自に支援制度を作ったりもしていますので、そういったものも併せて誘導していくというイメージになってくるかと思えます。28、29ページも同じく支援措置の細かい話ということでいろいろなことで国の交付金が出てきますけれども、立地適正化計画を作って、都市機能誘導区域を定めていると、そのなかで例えば29ページにまちづくり交付金の補助率と書いてありますけれども、通常だと40%の補助率が区域を設定してそのなかだと補助率が上がりますよとか、あるいは優先的に国の補助が付きましようということで優遇されてくるというようなことと、以前この会議のなかでもご質問等が

あったと思いますが、税制措置の優遇ということでいくつかの優遇をして都市機能だったり、居住の誘導を進めていくというのがこの立地適正化計画の仕組みということになります。立地適正化計画の説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。立地適正化計画制度の概要ということでご説明がありましたが、かなりボリュームがあったわけですが、何かご質問などありますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 立地適正化計画を策定するときに、誘導する所と誘導しない所があるということなんですけれども、土砂災害特別警戒区域など災害の高い区域は除外するという方針ということなんですけど、活断層なども長野市内にたくさんあると思うのですけれど、そういう場所は居住用の商業施設や公共施設なども本来であれば建てるべきではないのではないかなと思うのですが、その辺については何かを考えがありますか。

○事務局 エリア設定のなかで特に居住誘導区域について災害の危険性の高いところについては除いて行きましょうということが国土交通省から出ている都市計画運用指針にある程度は示されております。今ご指摘のように地震に関しては、プレート型もありますし断層型もあります。また災害は、地震だけでなく水害もありますし土砂の災害もあります。都市型の浸水というものもあります。それぞれの災害のリスクについて事務局である程度検証をした中で、どこかで線を引いていかなければいけないというところだと思います。発生頻度等も具体的に考えながら考慮してやっていかなければいけないと思っております。国で示されているものと長野市の現状とで少し違ってくるのではないかと事務局で考えているのは、先ほどの少し説明がありましたが、浸水エリアです。長野市でハザードマップを出しておりますが、ご承知のように市内に大きな川が二本も三本の流れていますので、ハザードマップについてはこういった想定の場合、ここが切れた場合はどうなるかという話になります。長野市の場合ハザードマップのエリアの浸水エリアを全てということになるとかなりの部分が削られてしまいますので、長野市として、独自性と言いますか、地域特性もありますので、その辺を考慮しながら線引きと言うか、エリアの検証していかなければいけないと思っております。

○委員 今消防署を建設している所は断層が近い所ですけれども、発生頻度が非常に低いので特に建物の強度の割増も必要ないですし、場所の選定としても問題ないという見解だったかと思うんですが、現実的に長野市の中で断層が理由で除かれる所がありそうなんでしょうか、それともなさそうなんでしょうか。

○事務局 長野市内ですぐに地震が起きそうな所で断層という理由で除くということは、なかなかはないと思います。と言うのは、都市マスもそうですし、今我々が話をしている時間的スケールというのは10年、20年というスケールを想定して都市計画をしておりますので、その期間の中で地震が起きそうだという話があれば地震についても検討する必要性はあると思うのですが、長野市内でそのスパンですぐ地震が発生するという想定はできない

というところがあり、今のところは地震に関しては除外する地区というのはないのかなと考えております。

○委員 神城地震の時も長野市内の市街地のほうも瓦が落ちたりとかっていう場所があったのですが、割と線状に分布をしているところが見受けられたりするので、その辺については地震が頻発していることですし、少し考慮をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局 おっしゃられることはそのとおりだと思うんですけど、逆に町の成り立ちに対して防災計画等もある中で、ここの断層を十分注意してこれからは生活の制限をしてまでのルール決めはないので、基本的に今まちづくりをする中で、ここに断層があってそれを評価して、かつ考慮してまちづくりを変えていくということは専門的な知識が始まってこれから時間をかけてやっていかなければいけない分野だと思っております。今の段階で直ちに断層があるからここは駄目だというようなことは今のところは難しいかなということで、また今後そういったなかである程度の指針が出てくれば、一応そのようなことも検討してまいりたいと思っております。

○部会長 よろしいでしょうか。しょうがないというところですね。

○委員 ただ今の意見と重複するところがあるのですが、今の線を引くというときに完全に除外をするのか、例えば災害危険区域をそっくりそのまま誘導区域にするということであればあまり問題は起きないと思うのですが、どこかで線を引く可能性というのは市としてお考えになっているのか、あるいは一般論としてそういうことはさっきの事例を見るとあるように見えたのですが、その辺のお考えがあるのかどうか。二つ目に誘導区域の話で先ほど円の話をしていただいたのですが、円で書くと当然不合理な部分も出てくるわけですよ。先ほど長野市中心地域は円では書けないだろうというような趣旨だったと思うのですが、そうしますと、例えば他の篠ノ井や北長野でも円では書けないのではないかとこの可能性も出てくると思うのですよね。その辺について今のところ一般論でもいいですし、円以外でも書けるんだ、区域は定められるんだということなのか、あるいは市もそうやっていくつもりがあるのかというその辺のところのお考えをもしあればお願いします。3点目が誘導区域を書いたときに、先ほどの誘導する施設の中で特に商業が少し問題になるのではないかと私は思うのですが、土地利用上で見ると商業地域と近隣商業地域のバランスの問題と言うか、整合性の問題というのが起きないのかどうかということです。例えば篠ノ井や北長野を見たときに、線路を挟んで片側にだけ近隣商業地域や商業地域があるという地域で、長野市の中心もそうですが、そうすると反対側の方はどういう位置付けで整合を図っていくのか。今のところ一般論でも結構でございますけれども、お考えがあれば教えていただければと思います。

○事務局 三つということで、最初の区域についてですか、質問の内容というのは市街化区域イコール居住誘導区域になる可能性があるのかというご質問だと思うのですが、今事務局として考えていますのは、さすがにそれではやる意味があまりないと思いますので、

市街化区域イコールにはならないだろうと考えています。その中である程度の先ほどの引き算をした中でやっていく。後は将来の人口密度等、人口については出ていますので、そこから割り返したときに大きさが適当であるかを検証しながら決めていきます。イコールにはならないと考えております。もう一つ、円にするのか、いわゆる区域にするのかということでございますが、これについても非常に難しいところございまして、どこかで線を引かなければいけないというときに、線の引き方が中心から何メートルと言うのは分かりやすく説明がしやすいものでございます。逆にそれとは別の線の引き方ということになると、全く新しい線を地図上に引くのか、もしくは用途地域等で既存に線がある区域界等でやっていくのかというなかなか難しいところだと思いますが、それもこれから検討していくなかでやっていきたいとは思っておりますけれども、円にすることで説明が分かりやすいという部分はあると思います。今後そこは検討しなければいけないと思っております。3点目も2番目と同じような内容になってくると思いますが、この制度ではエリアごとに施設を指定するのですが、例えばそのエリアの特性がはっきりしていて、商業地域や近隣商業地域ですよ、という所であれば、ある程度の指定はしやすいところがあるのですが、そうでない場合は、そのエリアの中にある程度の多用な多用な土地利用上の属性がある場合には指定をするときになかなか一つ苦労があるのかなと思います。ただ指定をするということと、もう一つは、このエリアについてどういったものが必要でどういったものが不足しているかということを検証をして公表していくという作業を、指定をするかしないかに関わらずやっていかないと、今後の都市のビジョンが見えませんが、指定とは別にその検証はしっかりやっていきたいと考えております。

○委員 最初の除外していくということになるので、その中で災害要因も含めて市街化区域から除外されていく区域があるという認識だということによろしいですね。それとこれはあくまで一般論で結構なのですが先程の誘導区域の線の引き方は丸が多いんですか。

○事務局 一番市民に、とにかく誰が見ても理解できるのは円だと思うんですけども、例えば富山市は元々立地適正化計画を作る前から駅から800mを厳密に円を作って、その内側と外側で補助金を出していたりしたので、富山は円でやってはいますがけれども、他の自治体はほとんどが円を参考にしながら、先ほど説明があったように用途地域の境や道路などで区切っているというのが現状です。

○委員 今円の話が出ましたけれども、円でなくてもDIDで区切っても構わないわけですね。恐らく長野市全体としてその地域のあり方を考えたときに、今現在の、例えばマスタープランでは広域拠点、地域拠点と、それに必要なものについてはこういう施設が必要なんだと位置付けられていますよね。それとは別にまた立地適正化計画では特別措置を受けるために、そのなかでも限定で形を作って、区域を作ってその所の中では特別措置を受けるためにこの施設を持ってくるということでマスタープランと立地適正化と補完しあうと言うか、2階層型の計画になるということによろしいのですよね。厳密に円と言って

も、円を書いてプラスという話もありましたが、完全に住居地域だという所は今度はマイナスをしていかなければいけないということを考えたときには、むしろD I Dのようなもので区切っても、今までの都市の成り立ちからそこを尊重するのであればそれを使うということも考えられるということによろしいのではないのでしょうか。

○部会長 今のは質問ではないから確認ということによろしいですか。

○委員 質問も入っているのですが、そういう考え方でもいいということによろしいのでしょうか。円が分かりやすいということですが、円でなくても今までの発展の経緯を踏まえた上でD I D を当てはめて考えるということだって考えられるということですよ。先ほどの委員さんの近隣商業・商業地域の所も、要するにD I D と分かれてるからああいう形になっていると、それを無理矢理円でなくてもいいということですよ。

○事務局 円でなくてもそれはいいんですけれども、D I D の区域ですと市街化調整区域にも D I D がはみ出ている事がありますので、そういう地域は除いていく形になります。

○委員 今たまたま市街化調整区域という話が出たんですが、居住誘導区域とまちづくりという観点で質問等ですが、特に既に出来上がっている町並みの中に、断片的に長野の場合には市街化調整区域や既存宅地という仕切りある所が散見されます。その場合に、現実問題として不整合な部分、当然居住誘導区域に該当するであろうエリアの中に市街化調整区域や既存宅地として一部土地の性格が残っているようなものに対する不整合は、どのように調整したり制度設計上見直しをかけていくのか、そしてまたそれをどう運用していくのかということについてはどうなんですか。当然付いて回る話かなと思うのですけれど。

○事務局 立地適正化計画のなかで説明している居住誘導区域は、市街化区域のなかだけなんですよ。基本的に今言われた市街化調整区域で居住を誘導するという意味合いのもの、そういったルー儿的なものは今はありません。

○委員 私のお話ししたことと趣旨が違ったかなと思うのですが、当然居住誘導区域に該当するであろうエリアのなかに、長野市のなかに断片的に市街化調整区域のままであったり、既存宅地のままのような土地の性格があるのですよ。それをこういう制度設計を運用していく上で、ゆくゆく将来の課題として残ってしまうのか、今後の説明のなかに折り込まれているのかはわかりませんが、そういうことも整合していかなければおかしな形になりはしないかなという気が懸念されるところです。そういう意味です。

○事務局 当然市街化調整区域のなかにも、今まさに集落があってコミュニティが非常に衰退していて、またそこにも人がいないと市街化調整区域の小学校等も維持できないというレベルの状況も見受けられます。そういった所については、確かに居住を誘導というか人口を維持しなければいけないということで、今までも調整区域のなかで例外的に開発等を認めるというような運用基準を設けてやっていたわけです。それを出来るだけ有効に使うか、新たにそういった区域については何か手当てを今後は検討していかなければいけないのかなと考えております。ただ立地適正化計画のなかでは、あくまでも市街化区域内のこういった

状況を確立させていくということでございますので、市街化調整区域の話は今後当然解決しなければいけない課題だと思うのですが、その辺も我々で整理して専門部会のなかでもまた議論いただきたいと思っているところです。

○委員 例えば熊本や宇都宮などでは市街化調整区域はもちろん立地適正化計画からは外れるわけですが、地域拠点という名称でコミュニティは維持させるため、そこに公共交通も這わせるという考え方で設計されていると思いますけれども、我々この長野市については地域拠点という名称ではなくて、生活中心地という形で混乱せずにいい名称だなと思いますけれども、それが要するに熊本や宇都宮で言う地域拠点、市街化調整区域の地域拠点に相当するものということですよ。明らかに名称で分けてあって、生活中心地は今度は都市マスでそのコミュニティを保たせるために開発審査会などで守っていくという体制を取っていくということによろしいでしょうか。

○委員 立地適正化計画というのは、ご紹介があったように都市再生特別措置法の改正に伴ってこういう議論が出てきたのですが、そもそもこの立地適正化というものの目的というのですか、どういうところに長野市の場合特に比重があるのか。この改正の中ではここにも書いてありますが、例えば急激な人口減少や高齢化を背景にして高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境みたいなものを提示するとか、もう一つは非常に大きなものは財政や経済的な側面のなかで、適正化を図る必要があるとか、今出たような自然災害の事前予防だとか、あるいはコンパクトな街にすることによって環境エネルギーの負荷を縮減するようなメリットだとかそういうようなことが言われているわけですが、特に長野市としてこの立地適正化をするなかでどのような視点というものを一番軸足に置いているのかということをももその話になってしまいますが、少しお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局 長野市の場合、地方都市にあるように人口減少はある程度避けられないという状況です。先ほどの説明のなかで箕面市の例が出ておりましたけれど、箕面市でも人口増加していると言いつつも、人口が減少しているエリアがございます。今までは基本的に市街地に住まわれる方、その都市全体の人口が増えていた時代にはとにかく綱をかけて市街地の人口密度を保って、少しずつ拡大していたという現象で、ある程度方向性が決まっていた時代でした。しかし、こういった人口減少の時代になってきますと、いろんな所でたがが外れたように市街地のなかで土地利用が低下していく地域が出てきます。それを極力なくして少しずつ時間をかけて誘導し、拡大してきた時間と同じように緩やかにある程度縮小してくる、人口が減ってきた時に偏った外側にだけ広がっていくような市街地ではなくて、既存市街地にインフラをかなり整備してきたわけですから、そのインフラを最大限に活用できるような方向で誘導していきたいという目的がありまして、時間をかけて誘導をしていくまず第一歩の施策の一つとしての手段と言うか、そういった形で立地適正化計画を導入していきたいと考えております。もちろん委員さんからお話が出てきたような国からの支援制度もあ

りますし、そういったものを利用することによって例えば施設を誘導区域に持って来た場合に、国からの援助が手厚く受けられるといったメリットもございます。また民間に対するインセンティブもありますので、民間の方も誘導区域に入りやすく、また市街地の方にインナーシティではないですけれども、戻って来やすいような体勢を少しずつ誘導して、時間をかけて市街地の形を適正化して人口密度を保って行こうと考えております。

○委員 ありがとうございました。

○部会長 はい。どうぞ。

○委員 今日の資料1の1ページと2ページで長野市の都市整備がどう行われているのかというのがよく分かりました。ありがとうございました。この資料を見るまで私は都市計画マスタープランの中に立地適正化計画的なものが含まれているのかと思っていたのですが、別立てでなっているという事なのですが、これはどこの市も大体一般的なのですか。それとも長野市が先駆的なのかその辺をお聞きしたいです。

○事務局 立地適正化計画という制度自体が新しくできた制度ですので、先駆的といえ先駆的なのですが、基本的にマスタープランがあってそのアクションプランとして適正化計画を作るという形になっております。長野市のマスタープランは、元々大きなビジョンの中に具現化政策や地域別構想というものを入れてありましたので、立地適正化計画に移行するにはやりやすいような作り方と言いますか、同じ考え方で出来ていたマスタープランと考えられると思います。

○委員 立地適正化計画のことについて今よくわかったのですが、先ほど市街化調整区域はこのなかから外すというお話なんですけれども、結局長野市全体で見ると、市街化区域と市街化調整区域の生活の格差が完璧に線引きのなかで地域社会の格差出来ているのですよね。これを長野市のなかでは、こういう立地適正化計画を見直すなかで格差を出来るだけ是正して行って、平準化するということが生活のレベルを上げる上で大事ではないかと思えます。私は更北地区に住んでいるのですが、更北地区というのは長野市のなかでも歴然と人口が急増している地域なんですけれども、そういうなかにあっても、かたやマンモス校でどうしようもない小学校と、かたや小学生が120人くらいしかいないというような小学校も出てくる物凄い格差があるわけですね。こういうものについては、やはり立地適正化計画というか都市計画のなかで何か是正していくような策が取られればいいのではないかなと長期的な展望で考えるんですけれども、ますますその格差が地域に住んでいても分かるんですけれども、広がる一方なんですよね。これについてはなんとか出来ないかなという希望はあります。

○事務局 先ほどご質問いただいた委員さんとも同じだと思うんですけれども、やはり市街化調整区域の考え方というのが、我々としても悩ましいところではありますが、基本的には都市サイドから言いますと、この線引き制度があって市街化区域と調整区域とを分けたなかで、市街化区域は長野市域の7%くらいしかないところに人口が70%を超えて入って

います。基本的に言えば非常にコンパクトな街が既に形成されているとも認識出来ます。そのときに市街化調整区域だったり中山間地についても、我々の方から考えると一義的には農業サイドでどういう施策の展開をして、どうやって農業を守っていくかというのがまず最初にあるべきかなと思います。ただそれだけ言っても当然格差は埋まって来ないので、先ほども申し上げたとおり生活中心地というのは市街化区域外でいたる所で出てくるだろうと思います。そういった所を維持して、またコミュニティの維持から始まって、人口をある程度維持するためにはどのようにしたらいいかと先ほど委員さんがおっしゃられたとおり、既にある程度のメニューは用意されているんですけども、なかなかそれだと時間も掛かったり、上手いかなかったりということがあるというのも現実にありますので、その辺が検討していく材料になってくるかなと思います。非常に格差というか、いわゆる都市部と周辺郊外部ということについては、都市局もあり、また農業サイドの方も含めた議論がないと、なかなか上手く調整をしながらのものになっていかないかなというのが現実だと思います。また今後ともいろいろとお話をするなかでここでも議論をお願いすることが出てくるかもしれませんが、そのときはまたよろしくお願いします。

○委員 先ほどの例で 21 ページに長野と北長野と篠ノ井と松代でまず円を書いて設定をしてという話で、これはあくまで設定例なんだという話はよくわかったのですが、実際にこれをやったときの印象として、このエリアの中には実際には立地適正化計画で誘導施設になるものが他のエリアよりも既に多いとか、このエリアはもう十分にあるということに実際に調べてみたらなったりとか、あるいはそれぞれの場所によって誘導施設として設定するものが変わるんだろうと思うのですけれども、実際に誘導すべき施設と望ましい施設の違いが 22 ページに書いてあるのですけれども、実際にこの 4 つの円の中での状況というのはどのような具合になりそうであるかは分かっているのでしょうか。あと実際にこの円の中というのはかなり使われている土地の区分だったり、作られている施設だったりのはっきりして、更にこれを設定してまた作るということにどれくらいの意味があるのかということが分かりにくいのですが、実際どういう状況のものなのでしょうか。

○事務局 この場合例になるのですが、あくまでも例ですので、概念的な話のなかで各エリアについて他の丸以外の部分に比べて充足しているのではないかということですが、もちろんその部分についてはそのとおりなのですが、都市計画マスタープランの議論のなかでも長野市としての拠点性をここに置いていきたいと思いますというのがまず決まりました。そのなかで、当然それはある程度の集積があるからなのですが、その集積のなかでも欠けているような用途だったり欠けている施設をまず探してこななければいけないし、それを明示していくということが立地適正化計画の目的の一つでもあります。その作業について今コンサルと進めているところですので、また近々にこの地域についてはこういうものが施設としてあります、逆に言えばこの施設が足りないのではないかとということが考えられますということがお示しできると思います。整備に関してですが、確かに人口が減少してきていますので、そ

れに伴って新たに施設を整備するという事はなかなか難しくなっています。ですので、この線を書いたからといって、この区域に施設がどんどんできるかという、現実的には難しい。逆に言えばこの区域にはこの施設が必要なんですよとある程度明示をしておいて、今後そういうものがなくなっていくように都市サイドとしてここについてはこういう施設が必要なんですよと示すという意味もあると思います。そう考えております。

○委員 場所として、言い方が合っているか分かりませんが、呼び込みやすくするという意味合いで設定するというのは分かりやすかったのですが、定めることのできる種類によっては、むしろ駅の近くにあるよりも住宅地の近くにあったほうが意味がある施設とそうでないものとの区分が全然違うものが一例で並んでいるので、例えば学校と博物館とか病院と本当に全然違うものをどれをどう拾っていくかというのはそれをやっていくと、どんどんエリアが広がっていったということになりそうな感じがするので、その辺が分かりやすく説明できるように設定できるというのだろうなと思います。

○委員 一つ二つ教えてほしいところも含めて質問なんですけど、今ほど隣の委員さんとも話していたのですが、長野市の都市計画の順位として、総合計画があって、都市マスがあって、今回の立地適正化計画となる。いわゆる優先順位としては、総合計画の下に都市マスありき、都市マスは20年という単位、そして立地適正化計画は5年単位での見直しとなると、順位としては総合計画、都市マス、今回の計画と考えてよろしいのですか。

○事務局 都市再生特別措置法では立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなすという規定があります。ですので、順位という話になりますと、都市計画マスタープランと同列という扱いになってくると思います。

○委員 ということになると、極めて不整合な部分が現実多くなってくる。例えば居住誘導区域のなかに必要と思われる都市機能誘導区域だったかな、病院が必要であって、それが適正であることに対しては申告の必要がない。だけれども、それを必要としないエリアに病院を作る場合には届出が必要ですよという辺りが、通常の都市マスでいった場合には、中心市街地、中活計画で言ったら、病院なら定めなくそこに誘導できるだろう。だけれども、特別にそういうまちづくりという形での立地適正化が発生した場合には、そういう難しい作業が出てきた場合に行政が対応できるのかどうなのか。ただでさえお忙しいのにお仕事が増えるんじゃないのかという余計な心配をしておるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 ご指摘のとおりでございまして、この施設について必要だからといって立地適正化計画の施設として書き込みましょう、要は計画のなかの施設として書き込みましょうという形になると、その施設を建てるために届出が出てきたり勧告が必要であるかの判断をしていかなければいけないということになります。誘導すべき施設については、非常に慎重に、ある程度の方向性が見えるくらいのなかで決めていかなければいけないのかなと思います。本当に足りていないものについては施設として設定すべきものですが、それ以外のものまで、要は検証の段階でこういう所が足りないなと分かったとしても、それをそのまま施

設として定めると、先ほど委員さんからご指摘のような状況が発生しかねないというのは現実有り得るかと思えます。

○委員 本音と建前というところですね。わかりました。それともう一つよろしいですか。端的にご質問しますと、これはある意味私の会社の仕事でもあるのですが、都市機能誘導区域を形成するにあたって、都市再生特別措置法のなかの36条だったかと思うのですが、実際に札幌市では高度利用しているわけですが、都市再生特別地区だったと思うのですが、それが36条に記載があるのですが、土地の高度利用に関する制度設計の見直しというのを当然同時に付いて回らないと、中心市街地であり、特に都市機能の誘導区域のなかで土地の高度利用をしていくなかではそこに付いて回るものとして、制度設計の見直し、取り分け建ぺい率、容積率、最低高さの制限、最高高さの緩和、そこに用途地域の見直しというものも付いて回らなければいけないと思うのですが、今後の長野市の作業かという気がするのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○事務局 今回の話のなかで、立地適正化計画も根拠法令が都市計画法ではないのですよね。都市再生特別措置法のものなかでやっているの、いわゆる都市計画法では足りない部分であったり、追加しなければいけない部分についてこちらの法律で担保しているものです。今ご指摘の区域については平成27年9月の改正より前、大分前からあるものがございます。今議論をさせていただいている立地適正化計画については平成27年9月の改正で81条から立地適正化計画という部分が追加になったということでございます。都市再生特別措置法のなかには立地適正化計画以外にもいろいろなものが入っています。先ほどご指摘の区域については長野市内では指定はしていませんし、今後もすぐには指定をするという方向で議論にはなっていないところです。

○委員 その件について、先ほど冒頭に私の仕事の範囲だと申し上げたのですが、実際に結節点に近い、長野駅周辺で、ある個人の所有地の地主さんが土地の高度利用をするためにその施策を考えて欲しいというような提案を求められたときに、現実と言うと低層階に商業用途を入れて、中層階に介護福祉関係のスペースを設けて、そこから高層階については分譲マンションではこうというような基本的な地主さんの土地活用というベーシックな構想があったときに、実際に土地の高度利用を考えたときに複合型高度利用誘導区域、これは仮称ですけど、私が勝手に思いついたのですが、複合型の建物、札幌市で現実、集合型居住誘導区域というエリアがあって、要件緩和がかなりされてきている。ただ、必ずそれをお願いというか、注文でもあるのですが、それをやっていかないと片手落ちの都市計画になる可能性があるのですよね。容積率、建ぺい率で言って一部本当に、商業地域の長野大通り沿いの一部は建ぺい率80%の容積率500%が駅周辺にあるだけなのです。その500%が600%になって700%になればとは言いませんが、せめて400%の商業地域を500%にするという緩和をしていかないと、せつかく立地適正化というまちづくりをしていくのであれば、そういう要件緩和も大事なアイテムになってくるのではなかろうかなという気がして、これは注

文、お願いします。よろしく申し上げます。

○委員 今のものに関連して、委員さんの立地適正化計画に関連して、ここの区域はこの施設を作るので、こういうまちづくりをするので、高度利用が必要だということで、それでやっていく必要があるということですか。

○委員 一つの考え方としてそういうこともあり得るということということじゃないですかね。

○委員 でも、元々は長野市として、この拠点はどういう街にしていくんだということに基づいて高度利用するんだったら高度利用にするという話で、地権者が複合型のビルを建てたいからと言って、それが優先されて土地利用を変えていくというのは本末転倒のような気がします。

○委員 そういうことではないのですが、主と従の発言の部分は気をつけなければいけないのですが、基本的には行政が中心になってまちづくりを誘導していく以上は、個々の資産の活用と、なおかつ最終的には、簡単な平たい言い方をすれば、歳入が多くなればいいという部分がありますから、あくまで個人の地主が自分の欲求を果たすためにまちづくりを変えてくれというわけではなのですよね。あくまで、例えば中心市街地の地主さんの資産形成上、またひいてはまちづくりのために著しい貢献をするであろう状況の場所については、そういうことも含めた総合的まちづくりということをしていく必要があるのではないかと。そのためには、各要件である建ぺい率や容積率、高さ制限を含めて、そういうことを見直して、初めて有効な都市誘導ができるのではないですかということです。

○委員 それは例えば、B-1地区は高度利用地区になっているので、そういう対応はしていますよね。

○事務局 今おっしゃられたように、そういった所は街区レベルごとに地区計画をかけてある程度緩和したり、高度利用地区をかけてやっていきますし、今までもやってきている部分もありますので、ある程度まとまった区域があるようならば、そういった方向に持っていくという方法もあります。

○委員 ありがとうございます。

○委員 今の議論とも少し関わるかなと思うのですが、立地適正化は何を適正化するのかということもそうなのですが、基本は人口誘導策なんだろうと思います。長野市は合併して大きな面積があって、人口が希薄な地域が非常にたくさんあって、それでもって財政経済的にかなり厳しいというようなことがどんどん増えていく。そのなかで国もコンパクトプラスネットワークじゃないと財政的にも経済的にも厳しいので、人口の適切な誘導というものをしないと、厳しい。やはりそれが一番底にあって、ということになっているのだろうと思って、先ほどどういう目的で、軸足がどこにあるのかという話をお聞きしたのですが、人口誘導という話になりますと、先ほど委員さんからも出たような中心だとか、あるいは誘導するような地域には戸建で住むには無理な地価ですので、結局集合住宅がそれなりに

集積していないと、いくらこっちで立地適正化と言っても、住めないわけで、その辺りをどうするかということですが、集合住宅であったとしても、それなりに地価も高いので、住める人が偏ってくるというか、いわゆるジェントリフィケーションみたいなものが起きてくるので、その辺りをどうするのか。ヨーロッパなんかだと、公営住宅のようなものが中心部に高層のような形で集積しているようなことがあるわけですがけれども、そうすると正に地域福祉と言いますか、都市計画と福祉が連動されて動いていくということになるのですけれども、なかなかそうはなっていないので、最終的には立地適正化と言いながら、後背地と言いますか、今出来てきている生活中心地から施設が最終的には消えていき、中心部だけに集積してくる。先ほど委員さんからもありましたが、中心と言いますか、立地適正化計画で誘導する区域には福祉施設も集積していて、様々な施設も集積していて、これ以上集積する必要がない所に集積するのはどういうことかと言うと、周辺部からそれを移動させるとか、そこに軸足を置くことによって、その人口密度を更に上げていくという人口誘導策なんだろうと思うのですけれども、最終的にはそうなるんだろうなというところのコンセンサスを持ちながら進める必要があるのかなと思って聞いていたのですが、雑ばくな話であれなのですが。持ってくるというか、最終的にはそこにいくのではないかと。

○委員 考え方としては、生活中心地はコミュニティを保たせるために必要なものは導入しますよということですがけれども、今のどこから人を持ってくるかということは、今広がってしまっている市街地をなるべく縮小させていきたいということが趣旨にあるのですよね。現実として、もしかしたら市街化調整区域から引っ張ってきてしまう可能性もありますけれども、理想としては市街化区域の中で広がってしまった市街化をもっと中心地に集めていくということの狙いなので、そこは難しいですが、考え方としてはそういう考え方です。

○委員 先ほど委員さんからもありましたが、それが地域間格差と言いますか、そういうことをより拡大していく方向に結果としてなってしまうというのは適正化のなかでは余儀なくされてなってしまうというか。

○委員 このまま放っておくと地域間格差になってしまうのですが、このところに最初からキーワードに出ているようにコンパクトプラスネットワークということで、要するに都市機能が十分だと言えない所でも公共交通で結んであげて、他の区域と行き来出来るようにしてあげるということで、何とか補完をして格差をなくしていこうという考え方です。上手くいくかというところは非常に難しいところですが、格差をなくすというところとそういう方法で拠点を結んであげて、お互いの機能を補完してあげるということで進めていきたいというものです。

○委員 コンパクトだけが一方で進んで、ネットワークがなかなか上手くいかないということがどこでもそうなので、それがコミュニティバスなのか、デマンドバスなのか分かりませんが、そういうものをしっかり担保しないとコンパクトだけが進ん

でしまってその周辺が衰退になっていくというようなアンバランスになってしまうので、ネットワークを担保して、コンパクトが意味があるようなものにしていかないと、全体的に厳しくなってくるのではないかなと思います。後背部がないなかで中心部だけが栄えることはないと思いますので、そこを同時にやる必要があると思います。

○部会長 ありがとうございます。これまでの日本の都市計画は、都市計画は都市計画で、交通のことは交通部局でというようにして、都市計画と交通が全然別のものとして計画されていたものを、それが今の日本の都市のいろいろな問題を起こしている部分がございます。今日は都市計画の部局ですけれど、もちろんわかっている話でしょうけれど、交通と表裏一体、左右の車輪なので、両方上手く連携していただけたらと思います。あと予定の時間は数分しかないのですが、先ほどから私も聞きたいこと言いたいことがたくさんあって話しをするチャンスがなかったので我慢していたのですが、大体よろしいでしょうか。一つ前から気になっているのは、これは特別措置法ですよね。特別措置法というのは、都市計画法はちゃんとした法ですけれど、特別措置法である限りは5年かそこらするとやっぱりやめたといって、予算措置が一切なくなってしまってわけがわからなくなるという恐れはないのでしょうか。というのが、まず最初にお聞きしたいことです。

○事務局 立地適正化計画については特別措置法なのですが、支援する、いわゆる社会資本整備総合交付金については、今までも国交省では、過去にはまちづくり交付金であったり制度の変遷はあるものの継続して支援措置をやってきていて、それを今回改正の特別措置法で立地適正化計画に関連すればこう支援できますよという話になっています。ですから、特別措置法がなくなってしまって、その立地適正化計画に係る支援措置が全部倒れてしまう可能性もなくはないかもしれませんが、基本的には従来からある支援としての交付金は継続していくことであろうから、それを使って事業をやっていくことは出来るというようなことなので、その辺りは、全く支援がなくなるという心配はしなくていいのかなと思っております。

○部会長 要するに、全国のいろいろな都市で立地適正化計画を作って、いろいろなまちづくりを行うという議論は多分されているはずで、こう言ったらなんですが、そのなかで長野市として絶対ここはこうしたいよねとはっきりしているものはどんどん進めていかないと、もちろんなんですが、交付金というか補助金が下がってからようやく決まりましたということになってもしょがないかなということがあります。それはどっちでもいいと言えばどっちでもいいですが。もう一つ、最初に委員さんがおっしゃったことに関連するんですが、災害関係の話ですけれども、立地適正化計画は5年くらいで見直しが行われるので、そういう意味では災害などのリスク評価が上手くできていない所に関してはもう少し待って評価が出てからということはあるのですが、その間に開発などで建物が出来てしまった所については50年、60年使われる施設になってしまうわけですから、ある程度リスクのありそうな所、今後評価はまだ確定はしていないけれど、今後議論になりそうだなという所に関して

は、上手く、滑り込み的な開発が行われないようなことは考えていかないと、最終的に特別措置法を使って長野市にとって、将来的にお荷物になってしまうような開発が行われることがないようにしないといけないのではないのですかということも申し上げておきたいです。細かいことで一つ気になったのですが、松代の800mの円の中心は多分、旧松代駅でやってらっしゃると思うのですが、もう駅はないので、そういうこともあって、あそこに中心点を置くのはちょっとおかしくて、松代に関してはもう少し南にずらして中心点を打ってあげると、適切な円が書けるのではないかなという気がします。他は駅があるので、その駅を中心に今後開発が行われていくんだよねというのは分からなくはない。ただ、都市が拡張していく時期であれば、ここに800mの円を打って、その周りに都市機能を誘導していきますよという言い方でよかったですけど、都市が縮小してきている前提に立つならば、必ずしも800mのなかであればどこでもどんどん誘導していいのかという問題は絶対にあるはずで、そうすると、やっぱり円がわかりやすけれど、既存の部分との整合性を取りながらやっていかないと、800mの範囲内だったら、開発して建物たてていいでしょという議論に持ち込まれたら嫌だなどという気は私にはしています。現場を見ながら評価をしていかなければいけないかなという気はしています。これは多分意見として聞いておいていただければと思います。もう一つ、私は環境系の人間ですから、環境問題を考えると、2050年にどうなる、2100年にどうなるという気の遠くなるような先のところを見て、今現在何をすべきかということをしよっちゅう議論しているのですが、そのときにバックキャストという手法があって、将来、2100年に地球はどうあるべきかというものをまず決めて、そのために自分達は何をすべきかという、先から今の現状にフィードバックしてくると考えると、先に灯台を一本打ち立てておいて、その灯台に向って前に進んでいるのか、それとも変な方向へ進んでいるのかチェックしながら行くと、まあ間違いないよねという考え方です。それに対してフォアキャストというのは、今現在長野市はこういう状況にあるから、現状を考えるとこういうことをせざるを得ないよねというようなことをして、少しずついい方向へ向おうということだと思のですが、都市計画に関してもバックキャスト的なことも絶対に必要なのではないかなと思っていて、マスタープランだってそんな先のことは見ていないと言われればそれまでなんですけど、30年、40年経ったときに長野市はこういう姿であって欲しいんだという概念をある程度皆さんが共有しておけば、市街化調整区域に対してどういう開発をしていくべきなのかということもある程度見えてくる。30年、40年後、例えば人口が20万人くらいしかいないとなったときに、長野市においてどうあるべきか。D I D地区はどのくらいの面積があるべきかみたいなこともある程度見当はつくはずなので、そうだとしたら今の周辺部の生活中心地はどうなるのだろうかということも、そこはひょっとしたら厳しい現実があるのかもしれないけれど、地名一つ一つはここはだめだ、ここはいけるということ言うのではなくて、方向性としてはどうしてもやっぱり中心部があって、その周りに篠ノ井と松代と北長野くらいは残っているでしょうから、その周りの生活中心地をこうやっていくんだという皆が夢を

見れるようなものが何かあると方向性が一つあるといいのかなと思います。先ほどの議論をお聞きしていると、割と将来のことばかりを考えている人と、目の前のことが重要だという人との意見が食違っているところがあると感じられたので、本当はそういう時間ももっと取るべきなんでしょうけれども、なかなかそれも大変かもしれませんが、少し未来のことも考えながら議論をしていくということを今後の議論の進め方として、目の前のやらなければいけないことはやらなければいけないけれど、是非こんなこともお考えいただければと思います。今のは議長ではなくて委員としての意見なので、そういう考え方も検討していただければというところです。もう時間を過ぎてしまいましたが、もう一つ市民アンケートの結果についてというものがありますので、今のところはよろしいでしょうか。市民アンケートについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局 市民アンケートについて、時間が過ぎておりますので、概要の説明とピンポイントでこの部分がということで是非お伝えをしておきたいところだけかいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。アンケートの概要については前回ご説明したところでございますので、概要については省かせていただきたいと思います。私をご説明をさせていただきたいところで、一番今回のアンケートで取ってよかったといいますか、こういうことなのかと分かったことが7ページになります。今回都市マスのアンケートで初めての設問なんです、「将来、世帯員の高齢化などにより、あなたの世帯で、運転できる人がいなくなる心配はありますか。」という質問をさせていただいております。この質問に対して、7ページの下に各世代の分布がございますけれど、全体で見ますと、10年以内に心配があるが18.5%、11年から20年以内に心配があるが25.8%で合わせますと、5割近くの方が自分の家で20年以内に車を運転することができなくなる可能性があるという危機感を持ってらっしゃる。今回のアンケートではこの危機感に対して都市計画としてどういう方向性を、結論とまでは言いませんが、方向性を考えていかなければいけないのか。興味深いなと思ってご紹介をさせていただきました。他の部分については、前回にやったアンケートと内容を踏襲した形にさせていただいている部分もですので、割愛をさせていただきます、委員の皆様にはお時間のあるときにまた見ておいていただければと思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます。見させていただくと、かなり面白い結果があります。分析も単に結果が出ているだけではなくて、それなりの分析をさせていただいておりますので、今のほんの2、3分の説明だけで終わるにはもったいない資料ですので、是非お時間のあるときにご覧いただければと思います。他に全体を通じて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、これで議事を終わらせていただきます。ありがとうございます。それでは進行を事務局に返させていただきます。

◎その他

○司会 高木部会長、ありがとうございました。次に、その他ということで、次回、第8回の専門部会の日程についてでございますけれど、先ほど画面で全体のスケジュールをお示ししましたけれど、次回から「地域別街づくり構想」の改定作業に入っております。6月から各地域に入りまして懇談会を開催して、市民の皆様からご意見をいただきながらそれを「地域別街づくり構想」に反映をさせていきたいと考えております。現在、地域別懇談会のスケジュールを調整している段階で、地域別構想を取りまとめるが終わるまでにもうしばらくお時間がかかると思います。また、次回くらいから、立地適正化計画のたたき台のようなものをお示して、ご審議いただきたいということもございますので、次回は、7月上旬から下旬を予定しております。その後は、10月の素案の取りまとめまで、月に1回程度の開催を考えております。詳細につきましては、改めてご通知を差し上げますので、よろしくお願いたします。

◎閉会

○司会 最後になりますけれど、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、また先ほどはご熱心なご議論をありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第7回都市計画マスタープラン改定・専門部会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。